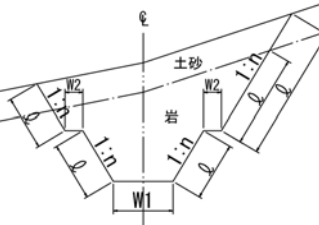
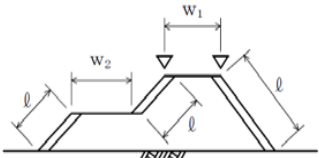
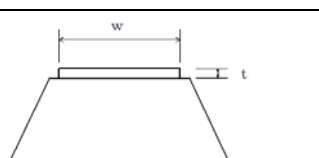
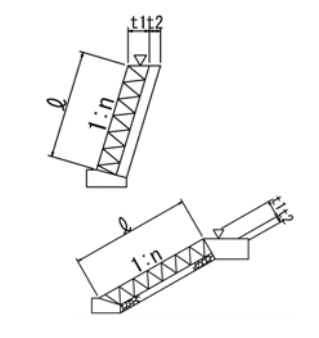
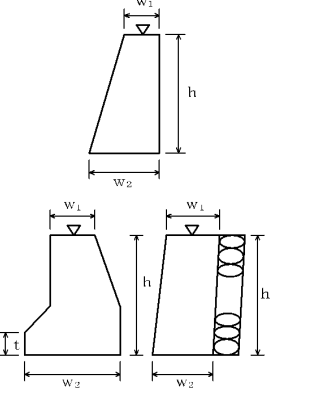
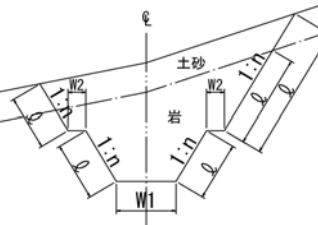
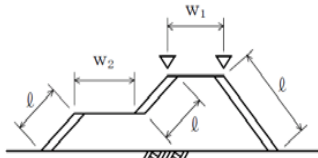
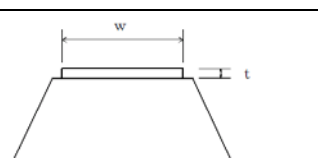
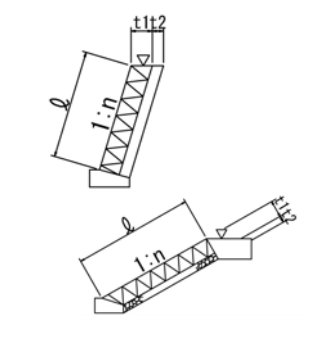
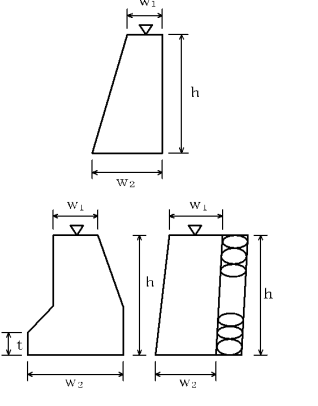


農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行

改 正 後

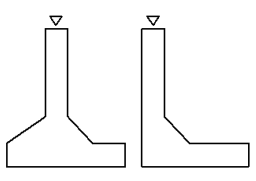
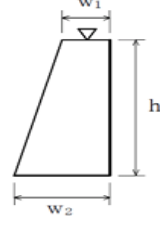
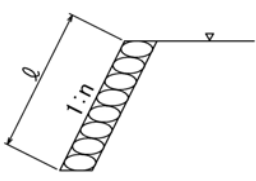
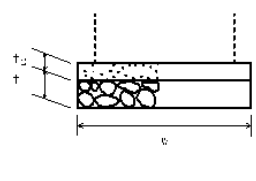
1. 共 通 工					
区分	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
土	掘削工 (切取工)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。 測点を設置する場合は、測点管理を原則とする。	
		幅 W	- 0 + 100		
		法長 l	- 100 + 2%		
		延長 L	- 100		
		法勾配 n	± 10%		
	盛土工 (路体盛工) (路床盛工)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。 測点を設置する場合は、測点管理を原則とする。	
		幅 W	- 0 + 100		
		法長 l	- 100 + 2%		
		延長 L	- 100		
		法勾配 n	± 10%		
敷砂利工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 基準高の測定は、中心線で測定する。		
	厚さ t	t ≤ 10 - 15			
	幅 W	- 50			
擁 壁	石積(張)工 ブロック積(張)工	基準高	± 50 <del>-(± 20)</del>	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、法長の変化点は必ず測定する。 厚さは、上端部・下端部・中間部の3箇所を測定する。 舗装面に接する基準高は、( ) 書の規格値を適用する。	
		厚さ t	- 20 - 20		
		法長 l	- 50		
		法勾配 n	± 10%		
		延長 L	- 50		
	コンクリート 擁壁工	基準高	± 50 <del>-(± 20)</del>	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。 舗装面に接する基準高は、( ) 書の規格値を適用する。	
高さ h		- 20 - 10			
幅 W		- 10			
裏込礫		- 50			
法勾配 n		± 10%			
延長 L	- 50				

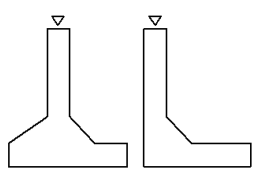
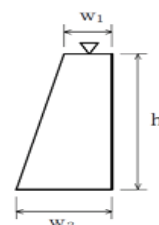
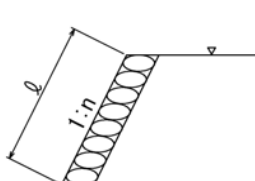
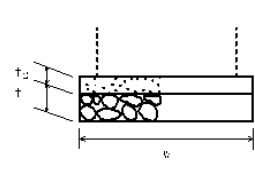
1. 共 通 工					
区分	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
土	掘削工 (切取工)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。 測点を設置する場合は、測点管理を原則とする。	
		幅 W	- 0 + 100		
		法長 l	- 100 + 2%		
		延長 L	- 100		
		法勾配 n	± 10%		
	盛土工 (路体盛工) (路床盛工)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。 測点を設置する場合は、測点管理を原則とする。	
		幅 W	- 0 + 100		
		法長 l	- 100 + 2%		
		延長 L	- 100		
		法勾配 n	± 10%		
敷砂利工 コンクリート 路面工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 基準高の測定は、中心線で測定する。		
	厚さ t	t ≤ 10 - 15			
	幅 W	- 50			
擁 壁	石積(張)工 ブロック積(張)工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、法長の変化点は必ず測定する。 厚さは、上端部・下端部・中間部の3箇所を測定する。	
		厚さ t	- 20 - 20		
		法長 l	- 50		
		法勾配 n	± 0.3分		
		延長 L	- 50		
	コンクリート 擁壁工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。	
高さ h		- 20 - 10			
幅 W		- 10			
裏込礫		- 50			
法勾配 n		± 0.2分			
延長 L	- 50				

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行

改 正 後

1. 共 通 工					
区分	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
擁 壁 工	プレキャスト 擁壁工	基準高	± 50 <del>(± 20)</del>	各測点又は、施工延長20 mごとに1箇所の割合で 測定する。 舗装面に接する基準高は、 （ ）書の規格値を適用す る。	
		延長 L	- 50		
		壁前傾 n	- 0%		
	コンクリート 鉄止工	基準高	± 30	各測点又は、施工延長20 mごとに1箇所の割合で 測定する。 測点を設置する場合は、測 点管理を原則とする。 ただし、高さの変化点は必 ず測定する。	
		高さ h	- 10		
		幅 W	- 10		
		法勾配 n	± 10%		
		延長 L	- 50		
	巨石積工 巨石張工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20 mごとに1箇所の割合で 測定する。 1 施工箇所で2箇所以上 測定する。	
		法長 l	- 50		
		延長 L	- 50		
	基 礎 工	コンクリート 基礎工	基準高	± 30	本体工事に準じて測定す る。
高さ h			- 10		
幅 W			- 10		
延長 L			- 50		
栗石等基礎工 (切込砂利、採石) (割栗石) (均しコンクリート)		幅 W	- 50	本体工事に準じて測定す る。	
		厚さ t	- 10		
		延長 L	- 50		
胴 木 梯子土台		基準高	± 50	各測点又は、施工延長20 mごとに1箇所の割合で 測定する。 1 施工箇所に最低2箇所 を測定する。	
	延長 L	- 50			
木 杭	基準高	± 50	施工本数20本当たり1 本測定し、20本未満は2 本測定する。		
	根入長	設計値以上			
	偏心量 d	末口径≧以 下			

1. 共 通 工					
区分	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
擁 壁 工	プレキャスト 擁壁工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20 mごとに1箇所の割合で 測定する。	
		延長 L	- 50		
		壁前傾 n	所定の安全 率の範囲内		
	コンクリート 鉄止工	基準高	± 30	各測点又は、施工延長20 mごとに1箇所の割合で 測定する。 測点を設置する場合は、測 点管理を原則とする。 ただし、高さの変化点は必 ず測定する。	
		高さ h	- 10		
		幅 W	- 10		
		法勾配 n	± 0.2分		
		延長 L	- 50		
	巨石積工 巨石張工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20 mごとに1箇所の割合で 測定する。 1 施工箇所で2箇所以上 測定する。	
		法長 l	- 50		
		延長 L	- 50		
	基 礎 工	コンクリート 基礎工	基準高	± 30	本体工事に準じて測定す る。
高さ h			- 10		
幅 W			- 10		
延長 L			- 50		
栗石等基礎工 (切込砂利、採石) (割栗石) (均しコンクリート)		幅 W	- 50	本体工事に準じて測定す る。	
		厚さ t	- 10		
		延長 L	- 50		
胴 木 梯子土台		基準高	± 50	各測点又は、施工延長20 mごとに1箇所の割合で 測定する。 1 施工箇所に最低2箇所 を測定する。	
	延長 L	- 50			
木 杭	基準高	± 50	施工本数20本当たり1 本測定し、20本未満は2 本測定する。		
	根入長	設計値以上			
	偏心量 d	末口径≧以 下			

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行

改 正 後

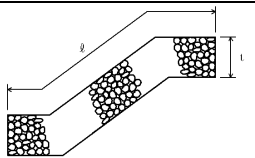
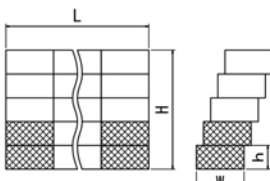
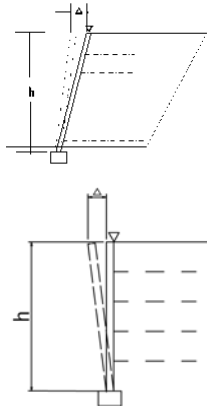
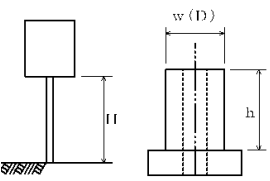
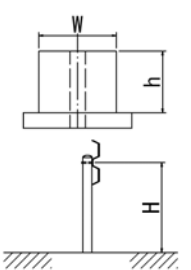
1. 共 通 工					
区分	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
基 礎	コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。	
		根入長	設計値以上		
		偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内		
工	場所打ち杭 深礎杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。	
		根入長	設計値以上		
		偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内 深礎杭 150 以内		
矢 板 工	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 幅広鋼矢板	基準高	± 50	各測点又は、施工延長 20 m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 1 施工箇所に最低 2 箇所を測定する。	
		根入長	設計値以上		
		変位量 (スレ)	100		
		延長 L	- 50		
水	プレキャストU型側溝 L型側溝 U型リウム側溝 自由勾配側溝 コレゲート水路	基準高	± 30 <del>-(± 20)-</del>	各測点又は、施工延長 20 m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 舗装面に接する基準高は、 -( )書の規格値を適用する。 延長は、施工箇所毎に適用する。	
		延長 L	- 50		
		基準高 FH	± 30		
		延長 L	- 50		
路 工	横断溝 補強コンクリート	基準高 FH	± 30 <del>-(± 20)-</del>	施工箇所毎に最低 2 箇所を測定する。 舗装面に接する基準高は、 -( )書の規格値を適用する。 延長は、施工箇所毎に適用する。	
		延長 L	- 50		
		厚さ t	- 10		
		高さ H	- 10		
等	集水桝	基準高	± 30	施工箇所毎に測定する ※は、現場打施工の場合に適用する。	
		※厚さ t	- 10		
		※幅 W	- 10		
		※高さ h	- 20		

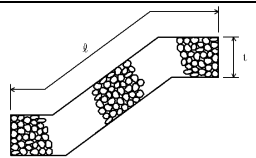
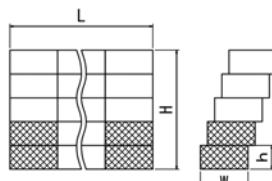
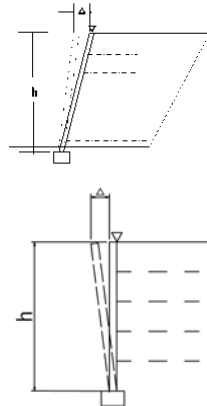
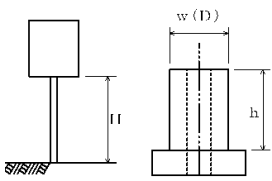
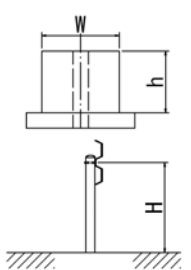
1. 共 通 工					
区分	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所
基 礎	コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。	
		根入長	設計値以上		
		偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内		
工	場所打ち杭 深礎杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。	
		根入長	設計値以上		
		偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内 深礎杭 150 以内		
矢 板 工	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 幅広鋼矢板	基準高	± 50	各測点又は、施工延長 20 m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 1 施工箇所に最低 2 箇所を測定する。	
		根入長	設計値以上		
		変位量 (スレ)	100		
		延長 L	- 50		
水	プレキャストU型側溝 L型側溝 U型リウム側溝 自由勾配側溝 コレゲート水路	基準高	± 30	各測点又は、施工延長 20 m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 延長は、施工箇所毎に適用する。	
		延長 L	- 50		
		基準高 FH	± 30		
		延長 L	- 50		
路 工	横断溝 補強コンクリート	基準高 FH	± 30	施工箇所毎に最低 2 箇所を測定する。 延長は、施工箇所毎に適用する。	
		延長 L	- 50		
		厚さ t	- 10		
		高さ H	- 10		
等	集水桝	基準高	± 30	施工箇所毎に測定する ※は、現場打施工の場合に適用する。	
		※厚さ t	- 10		
		※幅 W	- 10		
		※高さ h	- 20		

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行

改 正 後

1. 共 通 工					
根固工・水制工・土留工	じゃ籠工	厚さ t	- 50	施工延長20m毎に1箇所測定する。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上測定する。	
		法長 l	- 100		
籠枠工 ふとん籠工	高さ H h	高さ H	- 100	施工延長20m毎に1箇所測定する。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上測定する。	
		幅 W	- 50		
		延長 L	- 50		
植樹工	高木 中木 低木 株物	樹高 幹周り 枝張（葉張）	設計値以上	高木、中木については、樹種ごとの植栽本数の20%以上を測定する。 （低木、株物は10%以上） 測定する規格値は、設計図書による。	樹種ごとに記号及び番号を符した植樹配置図を作成する。
		植栽本数	- 0		
擁壁工	補強土壁工 ジオブロック工法 ワイヤーウォール工法 テールアルメ工法	基準高	± 50 <del>(± 20)</del>	施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 施工箇所ごとに最低2箇所以上測定する。 ただし高さの変化点は必ず測定する。 施工箇所ごとの総延長は設計値以上。 <del>（ ）内の規格値は舗装面に接する場合。</del>	
		高さ h	- 50		
		法勾配 △	±0.03h かつ30cm以内		
		控え長さ	設計値以上		
		延長 L	- 50		
安全施設	小型標識 カーブミラー	設置高さ H	設計値以上	施工箇所1基ごとに測定する。	
		基礎幅 W	- 0		
		基礎高さ h	- 0		
安全施設	ガードレール （ケーブル）	取付高さ H	+ 30 - 20	施工延長40mごとに1箇所測定する。 施工延長40m未満の箇所は最低2箇所測定する。	
		基礎幅 W	- 0		
		基礎高さ h	- 0		

1. 共 通 工					
根固工・水制工・土留工	じゃ籠工	厚さ t	- 50	施工延長20m毎に1箇所測定する。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上測定する。	
		法長 l	- 100		
籠枠工 ふとん籠工	高さ H h	高さ H	- 100	施工延長20m毎に1箇所測定する。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上測定する。	
		幅 W	- 50		
		延長 L	- 50		
植樹工	高木 中木 低木 株物	樹高 幹周り 枝張（葉張）	設計値以上	高木、中木については、樹種ごとの植栽本数の20%以上を測定する。 （低木、株物は10%以上） 測定する規格値は、設計図書による。	樹種ごとに記号及び番号を符した植樹配置図を作成する。
		植栽本数	- 0		
擁壁工	補強土壁工 ジオブロック工法 ワイヤーウォール工法 テールアルメ工法	基準高	± 50	施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 施工箇所ごとに最低2箇所以上測定する。 ただし高さの変化点は必ず測定する。 施工箇所ごとの総延長は設計値以上。	
		高さ h	- 50		
		法勾配 △	±0.03h かつ30cm以内		
		控え長さ	設計値以上		
		延長 L	- 50		
安全施設	小型標識 カーブミラー	設置高さ H	設計値以上	施工箇所1基ごとに測定する。	
		基礎幅 W	- 0		
		基礎高さ h	- 0		
安全施設	ガードレール （ケーブル）	取付高さ H	+ 30 - 20	施工延長40mごとに1箇所測定する。 施工延長40m未満の箇所は最低2箇所測定する。	
		基礎幅 W	- 0		
		基礎高さ h	- 0		

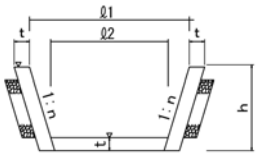
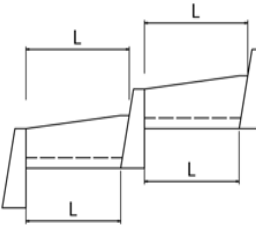
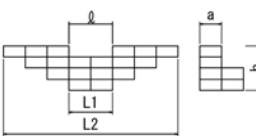
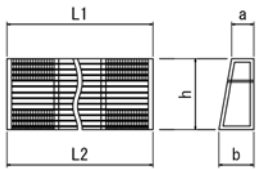
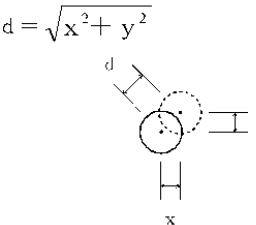


農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

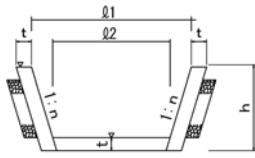
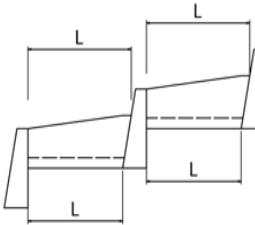
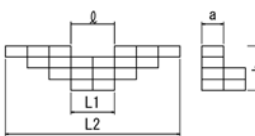
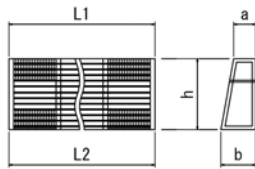
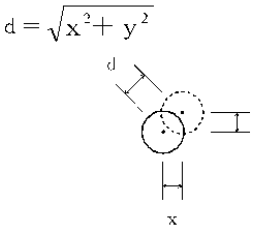
現 行

改 正 後

4. 治山工事

工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要
コンクリート 護岸工 流路工	基準高	± 30	各測点又は施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。	 
	幅 $\phi 1, \phi 2$	+ 30 - 10		
	高さ $h$	- 20		
	延長 $L$	- 50		
	厚さ $t$	- 10		
	法勾配 $n$	± 10%		
山腹工 鋼製土留工	基準高	± 30	設計図書に表示してある箇所で測定する。	 
	天端幅 $a$	- 10		
	放水路幅 $\phi$	± 30		
	高さ $h$	- 10		
	延長 $L 1, L 2$	- 0		
	法勾配 $n$	± 5%		
山腹工 杭打工 (鋼管杭)	基準高	+ 100	全数について測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
	杭長 $L$	- 0		
	杭間隔 $\phi$	± 100		
	偏心量 $d$ (中心線のズレ)	D/4 以内 かつ±100 以内		
	杭の傾斜	± 2.5°		

4. 治山工事

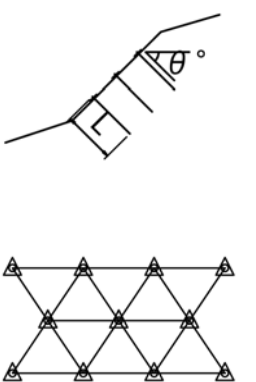

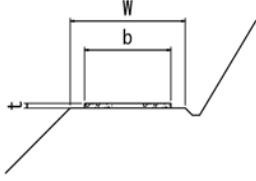
工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要
コンクリート 護岸工 流路工	基準高	± 30	各測点又は施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。	 
	幅 $\phi 1, \phi 2$	+ 30 - 10		
	高さ $h$	- 20		
	延長 $L$	- 50		
	厚さ $t$	- 10		
	法勾配 $n$	± 0.2分		
山腹工 鋼製土留工	基準高	± 30	設計図書に表示してある箇所で測定する。	 
	天端幅 $a$	- 10		
	放水路幅 $\phi$	± 30		
	高さ $h$	- 10		
	延長 $L 1, L 2$	- 0		
	法勾配 $n$	± 0.2分		
山腹工 杭打工 (鋼管杭)	基準高	+ 100	全数について測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
	杭長 $L$	- 0		
	杭間隔 $\phi$	± 100		
	偏心量 $d$ (中心線のズレ)	D/4 以内 かつ±100 以内		
	杭の傾斜	± 2.5°		

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

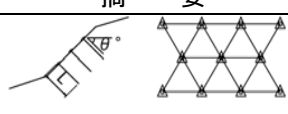

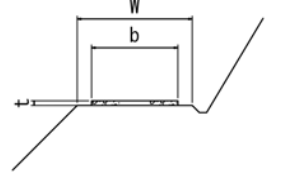
現 行

改 正 後

4. 治山工事

工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要
山腹工 地山補強土工 (ノンフレイム)	施工位置 (ズレ) d	100	全孔の10%以上を測定する。 最低5箇所以上を測定する。	
	鋼材長 L	- 0		
	削孔長	- 0		
	削孔角 θ	± 2.5°		
	頭部連結ワイヤー長	- 0		
	連結ワイヤーのタルミ	30		
	グラウト注入量	全孔の注入実績		
防風工 (静砂工) (堆砂工)	高さ h	- 100	施工延長20mごとに1箇所測定する。 施工延長20m以下は3箇所測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。	
	幅 W	- 200		
	延長 L	測点間 -100 総延長 - 0		
作業道 仮設道(指定)	基準高	± 100 <del>(± 20)</del>	施工延長20mごとに1箇所測定する。 施工延長20m以下は3箇所測定する。 測点を設定する場合は、NO測点管理を原則とする。 (-)内の規格値は、路面舗装の場合に適用する。	
	幅員 W	- 0		
	延長 (測点間距離) L	- 0.5%		
	路盤工幅 b	- 50 <del>(- 0)</del>		
	路盤工厚さ t	- 20 <del>(- 0)</del>		
	構造物	共通工の各工種の規格値に準ずる。		

4. 治山工事

工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要														
山腹工 地山補強土工 (ノンフレイム)	鋼材長 L	- 0	全孔の10%以上を測定する。 最低5箇所以上を測定する。	 <p>表 補強材と杭等設置位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補強材間隔</th> <th>管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0m</td> <td>一辺の長さが3.0m以下でかつ3辺合計長が7.0m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.9m</td> <td>一辺の長さが2.85m以下でかつ3辺合計長が6.65m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.8m</td> <td>一辺の長さが2.7m以下でかつ3辺合計長が6.3m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.7m</td> <td>一辺の長さが2.55m以下でかつ3辺合計長が5.95m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.6m</td> <td>一辺の長さが2.4m以下でかつ3辺合計長が5.6m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.5m</td> <td>一辺の長さが2.25m以下でかつ3辺合計長が5.25m以下である</td> </tr> </tbody> </table>	補強材間隔	管理値	2.0m	一辺の長さが3.0m以下でかつ3辺合計長が7.0m以下である	1.9m	一辺の長さが2.85m以下でかつ3辺合計長が6.65m以下である	1.8m	一辺の長さが2.7m以下でかつ3辺合計長が6.3m以下である	1.7m	一辺の長さが2.55m以下でかつ3辺合計長が5.95m以下である	1.6m	一辺の長さが2.4m以下でかつ3辺合計長が5.6m以下である	1.5m	一辺の長さが2.25m以下でかつ3辺合計長が5.25m以下である
	補強材間隔	管理値																
	2.0m	一辺の長さが3.0m以下でかつ3辺合計長が7.0m以下である																
	1.9m	一辺の長さが2.85m以下でかつ3辺合計長が6.65m以下である																
	1.8m	一辺の長さが2.7m以下でかつ3辺合計長が6.3m以下である																
	1.7m	一辺の長さが2.55m以下でかつ3辺合計長が5.95m以下である																
	1.6m	一辺の長さが2.4m以下でかつ3辺合計長が5.6m以下である																
1.5m	一辺の長さが2.25m以下でかつ3辺合計長が5.25m以下である																	
削孔長	- 0																	
削孔角 θ	± 2.5°																	
補強材と杭等設置位置	右表のとおり																	
連結ワイヤーのタルミ	30																	
グラウト注入量	全孔の注入実績	全孔の総注入量を管理する。																
防風工 (静砂工) (堆砂工)	高さ h	- 100	施工延長20mごとに1箇所測定する。 施工延長20m以下は3箇所測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。															
	幅 W	- 200																
	延長 L	測点間 -100 総延長 - 0																
作業道 仮設道(指定)	基準高	± 100	施工延長20mごとに1箇所測定する。 施工延長20m以下は3箇所測定する。 測点を設定する場合は、NO測点管理を原則とする。															
	幅員 W	- 0																
	延長 (測点間距離) L	- 0.5%																
	路盤工幅 b	- 50																
	路盤工厚さ t	- 20																
	構造物	共通工の各工種の規格値に準ずる。																

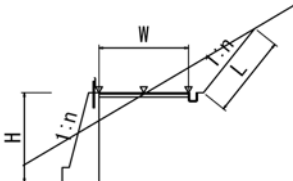
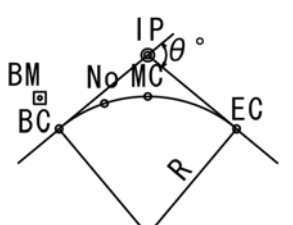
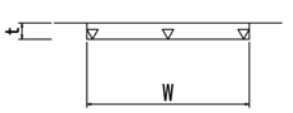
施工総延長は、設計値を下回らないこと

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

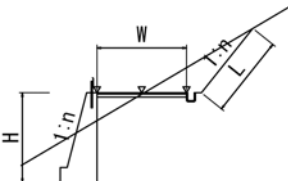
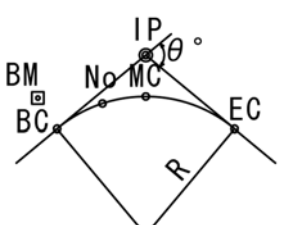
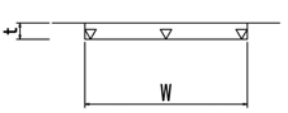
現 行

改 正 後

5. 道路工事

工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要
道路土工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅、延長は、測点ごとに測定する。 IP、中心線のズレは、全交点及び全測点について測定する。	 
	幅員 W	+ 200 - 0		
	IP間 距離	+ 0.5% - 0.2%		
	測点間 距離	± 0.5%		
	施工延長	- 0		
	IP点交角 $\theta$	± 1°		
	中心線のズレ	± 30		
	素掘側溝 幅・高さ	+ 100 - 20		
舗装工 路床工 置換工 安定処理工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅（全幅）、厚さは、N 〇測点ごとに測定する。	
	幅 W	- 50		
	厚さ t	- 50		
アスファルト舗装工 下層路盤工	基準高	+ 0 - 40	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅（全幅）、厚さは、N 〇測点ごとに測定する。	
	幅	- 50		
	厚さ	- 45		

6. 道路工事

工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要
道路土工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅、延長は、測点ごとに測定する。 IP、中心線のズレは、全交点及び全測点について測定する。	 
	幅員 W	+ 200 - 0		
	IP間 距離	+ 0.5% - 0.2%		
	測点間 距離	± 0.5%		
	施工延長	- 0		
	IP点交角 $\theta$	± 1°		
	中心線のズレ	± 30		
	素掘側溝 幅・高さ	+ 100 - 20		
舗装工 路床工 置換工 安定処理工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅（全幅）、厚さは、N 〇測点ごとに測定する。	
	幅 W	- 50		
	厚さ t	- 50		
アスファルト舗装工 下層路盤工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅（全幅）、厚さは、N 〇測点ごとに測定する。	<p>厚さの各測定値は規格値を満たすほか、10箇所毎の厚さの平均測定値は-20mm以内とする。 但し、厚さの測定数が10個未満の場合は測定値の平均は適用しない。</p>
	幅	- 50		
	厚さ	- 45		



農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行

改 正 後

5. 道路工事

工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要
アスファルト 舗装工 上層路盤工 粒度調整路盤	基準高	±20	基準高は、測点の中心線 上及び両端について測定 する。 幅（全幅）、厚さは、N 〇測点ごとに測定する。	10箇の厚さの平均測定 値 - 12mm
	幅	- 50		
	厚さ	- 25		
上層路盤工 セメント・石灰 安定処理路盤	基準高	±20	基準高は、測点の中心線 上及び両端について測定 する。 幅（全幅）、厚さは、N 〇測点ごとに測定する。	10箇の厚さの平均測定 値 - 8mm
	幅	- 50		
	厚さ	- 25		
上層路盤工 加熱アスファルト 安定処理路盤	基準高	±20	基準高は、測点の中心線 上及び両端について測定 する。 幅（全幅）、厚さは、N 〇測点ごとに測定する。	10箇の厚さの平均測定 値 - 5mm
	幅	- 50		
	厚さ	- 15		
アスファルト 舗装工 基層工	基準高	± 20	基準高は、測点の中心線 上及び両端について測定 する。 幅は、全幅、測点の左右 で測定する。 厚さは、1,000㎡に1個 の割合でコアーを採取し 1工事のコアー採取は最 低3個とする。	10箇の厚さの平均測定 値 - 3mm 1工事のコアー採取は最 低3個とする。
	幅	- 25		
	厚さ	- 9		

6. 道路工事

工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要
アスファルト 舗装工 上層路盤工 粒度調整路盤	幅	- 50	幅（全幅）、厚さは、N 〇測点ごとに測定する。	厚さの各測定値は規格値 を満たすほか、10箇所毎 の厚さの平均測定値は- 12mm以内とする。 但し、厚さの測定数が10 個未満の場合は測定値の 平均は適用しない。
	厚さ	- 30		
上層路盤工 セメント・石灰 安定処理路盤	幅	- 50	幅（全幅）、厚さは、N 〇測点ごとに測定する。	厚さの各測定値は規格値 を満たすほか、10箇所毎 の厚さの平均測定値は- 8mm以内とする。 但し、厚さの測定数が10 個未満の場合は測定値の 平均は適用しない。
	厚さ	- 30		
上層路盤工 加熱アスファルト 安定処理路盤	幅	- 50	幅（全幅）、厚さは、N 〇測点ごとに測定する。	厚さの各測定値は規格値 を満たすほか、10箇所毎 の厚さの平均測定値は- 8mm以内とする。 但し、厚さの測定数が10 個未満の場合は測定値の 平均は適用しない。
	厚さ	- 20		
アスファルト 舗装工 基層工 表層工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線 上及び両端について測定 する。 幅は、全幅、測点の左右 で測定する。 厚さは、1,000㎡に1個 の割合でコアーを採取し 1工事のコアー採取は最 低3個とする。	厚さの各測定値は規格値 を満たすほか、10箇所毎 の厚さの平均測定値は- 3mm以内とする。 但し、厚さの測定数が10 個未満の場合は測定値の 平均は適用しない。 1工事のコアー採取は最 低3個とする。
	幅	- 25		
	厚さ	- 9		
	平坦性	3m <sup>2</sup> プロフィルメーター (σ) 2.40mm以下 直読式（足付き） (σ) 1.75mm以下		

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行

改 正 後

5. 道路工事

工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要
アスファルト 舗装工 表層工	基準高	± 20	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅、測点の左右で測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割合でコアーを採取して測定する。	10箇の厚さの平均測定値 ± 2mm 1工事のコアー採取は最低3個とする。
	幅	± 25		
	厚さ	± 7		
	平坦性	3 m <sup>2</sup> ロイルメーター (σ) 2.40 mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75 mm以下		
コンクリート 舗装工	基準高	± 20	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅、測点の左右で測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割合でコアーを採取して測定する。	10箇の厚さの平均測定値 ± 3.5mm 1工事のコアー採取は最低3個とする。
	幅	± 25		
	厚さ	± 10		
	平坦性	3 m <sup>2</sup> ロイルメーター 機械舗設の場合 (σ) 2.00 mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3.00 mm以下		
区画線工	幅	設計値以上	幅、厚さは、60mに1箇所の割合で測定する。 最低3箇所以上。 延長は総延長を測定する。	
	厚さ	設計値以上		
	延長	設計値以上		

5. 道路工事

工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要
コンクリート 舗装工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅、測点の左右で測定する。 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割合でコアーを採取して測定する。	厚さの各測定値は規格値を満たすほか、10箇所毎の厚さの平均測定値は± 3mm以内とする。 但し、厚さの測定数が10個未満の場合は測定値の平均は適用しない。 1工事のコアー採取は最低3個とする。
	幅	± 25		
	厚さ	± 10		
	平坦性	3 m <sup>2</sup> ロイルメーター 機械舗設の場合 (σ) 2.00 mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3.00 mm以下		
区画線工	幅	設計値以上	幅、厚さは、60mに1箇所の割合で測定する。 最低3箇所以上。 延長は総延長を測定する。	
	厚さ	設計値以上		
	延長	設計値以上		

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行

改 正 後

品質管理試験基準・規格値								品質管理試験基準・規格値							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘 要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘 要
セ メ ン ト ・ コ ン ク リ ー ト	施 工 試 験	必 須	塩化物 総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」による。	鉄筋コンクリート重要構造物に適用する。 測定回数は、打設が午前・午後にまたがるときは1日に2回以上（午前・午後）、半日の場合は1回とする。コンクリートの種類（材料・配合）等や工場が変わる場合は、その都度1回以上測定する。 1試験の測定回数は3回とし、試験の判定は3回の測定値の平均値で行う。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下		セ メ ン ト ・ コ ン ク リ ー ト	施 工 試 験	必 須	塩化物 総量規制	「コンクリートの耐久性向上対策」による。	鉄筋コンクリート重要構造物に適用する。 測定回数は、打設が午前・午後にまたがるときは1日に2回以上（午前・午後）、半日の場合は1回とする。コンクリートの種類（材料・配合）等や工場が変わる場合は、その都度1回以上測定する。 1試験の測定回数は3回とし、試験の判定は3回の測定値の平均値で行う。	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	
			スランプ 試験	JIS A-1101	圧縮強度試験用供試体の採取時及びコンクリートの打ち込み中に品質の変化が認められたときに行う。	スランプ 3cm以上8cm未満 ：許容差±1.5cm 8cm以上18cm以下 ：許容差±2.5cm					スランプ 試験	JIS A-1101	圧縮強度試験用供試体の採取時及びコンクリートの打ち込み中に品質の変化が認められたときに行う。	スランプ 5cm以上8cm未満 ：許容差±1.5cm 8cm以上18cm以下 ：許容差±2.5cm  (道路橋床版の場合) スランプ8.0cmを標準とする。	小規模工種※は 圧縮強度試験に 準ずる。
			コンクリートの圧縮 強度試験	JIS A-1108	重要構造物（注：参照）について、鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回（午前・午後）、無筋コンクリートは打設日1日につき1回以上行う。 重要構造物以外の基礎コンクリート、練石積（張）の同込コンクリート等は1工事当たり50m <sup>3</sup> 以上1回。また、50m <sup>3</sup> 増す毎に1回の割合で実施する。50m <sup>3</sup> 未満の場合は省略することができる。 テストピースは1回につき6個（1週3本、4週3本）とする。	1回（供試体3本の平均値）の試験結果呼び強度の値の85%以上。かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。  供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。									

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1498 304 1587 2018"></td> <td data-bbox="1587 304 1647 2018"></td> <td data-bbox="1647 304 1706 2018"></td> <td data-bbox="1706 304 1855 2018"> <p>コンクリートの圧縮強度試験</p> </td> <td data-bbox="1855 304 2047 2018"> <p>J I S A-1108</p> </td> <td data-bbox="2047 304 2285 2018"> <p>・荷卸し時1回／日以上、原則として150m<sup>3</sup>（構造物の重要度と工事規模に応じて打設量20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>）毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 但し、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減できる。 ・早強セメントの場合は必要に応じて1回につき3個（3日強度）を追加で採取できる。 ・鉄筋コンクリートの重要構造物（注：参照）については、打設日1日につき2回（午前・午後）とする。</p> </td> <td data-bbox="2285 304 2537 2018"> <p>1回（供試体3本の平均値）の試験結果呼び強度の値の85%以上。かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。</p> </td> <td data-bbox="2537 304 2828 2018"> <p>・供試体の試験は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。 ・供試体は1回につき6個採取（7日強度及び28日強度、各3本） ・小規模工種※で1工事当たりの総数量が50m<sup>3</sup>未満の場合は、1工種1回以上の試験、又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特記仕様書で指定された工種。）</p> </td> </tr> </table>				<p>コンクリートの圧縮強度試験</p>	<p>J I S A-1108</p>	<p>・荷卸し時1回／日以上、原則として150m<sup>3</sup>（構造物の重要度と工事規模に応じて打設量20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>）毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 但し、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減できる。 ・早強セメントの場合は必要に応じて1回につき3個（3日強度）を追加で採取できる。 ・鉄筋コンクリートの重要構造物（注：参照）については、打設日1日につき2回（午前・午後）とする。</p>	<p>1回（供試体3本の平均値）の試験結果呼び強度の値の85%以上。かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。</p>	<p>・供試体の試験は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。 ・供試体は1回につき6個採取（7日強度及び28日強度、各3本） ・小規模工種※で1工事当たりの総数量が50m<sup>3</sup>未満の場合は、1工種1回以上の試験、又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特記仕様書で指定された工種。）</p>
			<p>コンクリートの圧縮強度試験</p>	<p>J I S A-1108</p>	<p>・荷卸し時1回／日以上、原則として150m<sup>3</sup>（構造物の重要度と工事規模に応じて打設量20m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>）毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 但し、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減できる。 ・早強セメントの場合は必要に応じて1回につき3個（3日強度）を追加で採取できる。 ・鉄筋コンクリートの重要構造物（注：参照）については、打設日1日につき2回（午前・午後）とする。</p>	<p>1回（供試体3本の平均値）の試験結果呼び強度の値の85%以上。かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。</p>	<p>・供試体の試験は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。 ・供試体は1回につき6個採取（7日強度及び28日強度、各3本） ・小規模工種※で1工事当たりの総数量が50m<sup>3</sup>未満の場合は、1工種1回以上の試験、又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特記仕様書で指定された工種。）</p>		

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

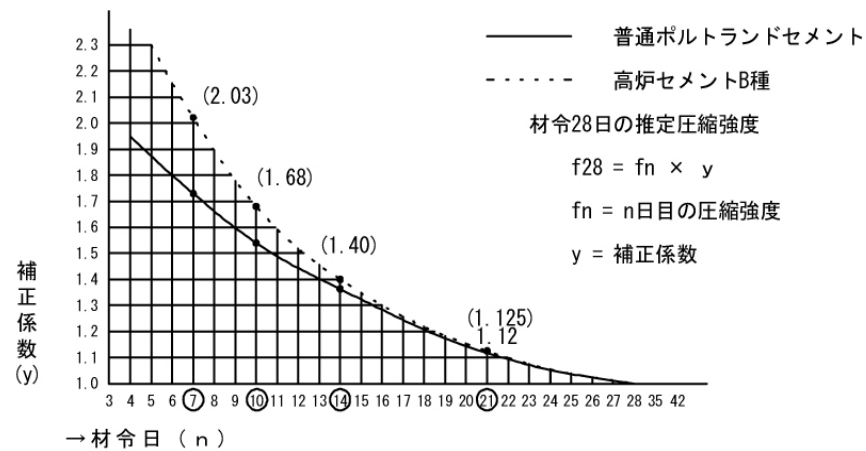
現 行

改 正 後

品質管理試験基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘 要	
セ メ ン ト ・ 工 コ ン ク リ ー ト	施 工 試 験	必 須	空気量測定	J I S A-1116 A-1118 A-1128	圧縮強度、曲げ強度 試験用供試体採取時 及びコンクリート打 ち込み中に品質の変 化が認められたと き。。	許容差 ±1.5%  但し、道路橋床版の場 合、±1%とする。		
			シュミット ハンマー による試験	コンクリート 標準示方書 (基準編)	コンクリート標準示 方書(基準編)「硬化 コンクリートのテス トハンマー強度の試 験方法」による。		任意の材齢の圧 縮強度から材齢 28日の圧縮強 度を推定する場 合は附図-1に より参考とする ことができる。	
		そ の 他	コンクリートの曲 げ強度試験	J I S A-1106	コンクリート舗装の 場合に適用し、打設 日毎に2回(午前・ 午後)に行う。なお、 テストピースは1回 につき3個(4週 強度3本)とする。	1回(供試体3本の平 均値)の試験結果は、 呼び強度の85%以 上、かつ3回の試験結 果の平均値は呼び強度 以上。	供試体の試料は 荷卸し場所にて 採取し、標準養 生とする。	
			コンクリートから 切り取ったコアに よる強度試験	J I S A-1107		品質に異常が認めら れた場合に行う。	設計図書による。	
			コンクリートの洗 い分析試験	J I S A-1112	品質に異常が認めら れた場合に行う。	設計図書による。		

附図-1 材令任意の圧縮強度による材令28日の圧縮強度の推定

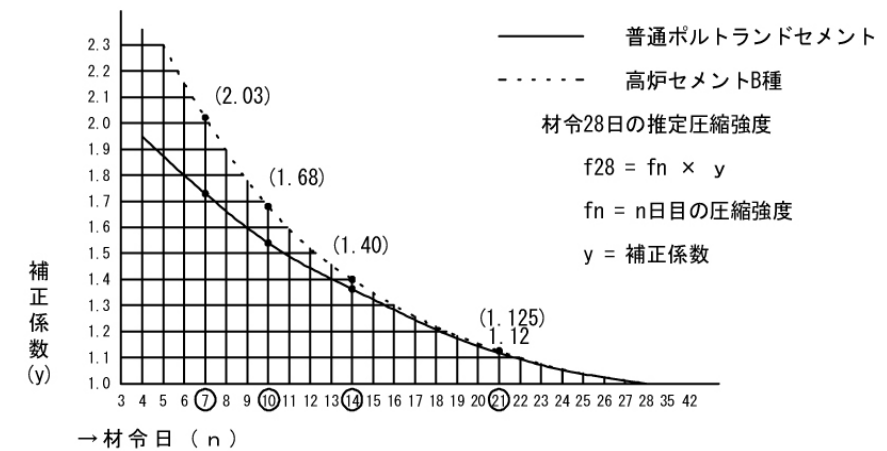


注：重要構造物とはPC桁（工場製作桁は除き、間詰・横桁は含む）、鋼橋のPC床版、RC橋、井筒、水門、樋門等、擁壁（高さ2m以上）治山工事の本堤及び副堤、その他上記に類するもののほか、特記仕様書に示す構造物。

品質管理試験基準・規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘 要	
セ メ ン ト ・ 工 コ ン ク リ ー ト	施 工 試 験	必 須	空気量測定	J I S A-1116 A-1118 A-1128	圧縮強度、曲げ強度 試験用供試体採取時 及びコンクリート打 ち込み中に品質の変 化が認められたと き。。	許容差 ±1.5%	小規模工種※に ついては圧縮強 度試験に準ず る。	
			シュミット ハンマー による試験	コンクリート 標準示方書 (基準編)	コンクリート標準示 方書(基準編)「硬化 コンクリートのテス トハンマー強度の試 験方法」による。		任意の材齢の圧 縮強度から材齢 28日の圧縮強 度を推定する場 合は附図-1に より参考とする ことができる。	
		そ の 他	コンクリートの曲 げ強度試験	J I S A-1106	コンクリート舗装の 場合に適用し、打設 日毎に2回(午前・ 午後)に行う。なお、 テストピースは1回 につき3個(4週 強度3本)とする。	1回(供試体3本の平 均値)の試験結果は、 呼び強度の85%以 上、かつ3回の試験結 果の平均値は呼び強度 以上。	供試体の試料は 荷卸し場所にて 採取し、標準養 生とする。	
			コンクリートから 切り取ったコアに よる強度試験	J I S A-1107		品質に異常が認めら れた場合に行う。	設計図書による。	
			コンクリートの洗 い分析試験	J I S A-1112	品質に異常が認めら れた場合に行う。	設計図書による。		

附図-1 材令任意の圧縮強度による材令28日の圧縮強度の推定



注：重要構造物とはPC桁（工場製作桁は除き、間詰・横桁は含む）、鋼橋のPC床版、RC橋、井筒、水門、樋門等、擁壁（高さ2m以上）治山工事の本堤及び副堤、その他上記に類するもののほか、特記仕様書に示す構造物。

農林水産部（水産林務関係） 工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行

改 正 後

公的試験機関での品質管理試験の実施について

品質管理基準により義務付けられた品質管理項目のうち、次表に示す項目については、公的試験機関（注1参照）で試験を実施するものとする。

公的試験機関による品質管理試験項目一覧表

工 種	試 験 項 目	試 験 基 準	適 用
セメント コンクリート	圧縮強度試験	1) 重要構造物（注3）の場合 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回（午前・午後）無筋コンクリートは打設日1日につき1回行う。 なお、供試体は1回につき6個採取（7日強度及び28日強度、各3本） 2) 重要構造物以外の場合 1工事につき打設数量50㎡毎に1回行う。なお、供試体は1回につき3個採取（28日強度3本）1工事の打設数量が50㎡未満については省略することができる。	供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。
	曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前、午後） なお、供試体は1回につき3個採取（28日強度3本）	
鋼材ガス圧接	引張試験	1) 手動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片5本 2) 自動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片2本 ※ 試験片の作製は鉄筋径毎に行う。	試験片の作製は、圧接者、圧接装置、鉄筋の端面処理、加熱時間等実際の作業と同一条件で行う。
河川・海岸・治山 ・道路土工	土の締固め試験	500㎡以上の盛土を行う工事で、当初及び土質の変化時の試験（路床と同一材料の路体盛土は、路床の品質管理試験のみでよい）。	河川、海岸、治山の盛土及び道路の路体盛土材に適用する。
	修正CBR試験	道路の路床工事の盛土材で、当初及び土質の変化時に行う試験。	土の締固め試験も必要。
路床置換工	置換材料の修正CBR試験	道路の置換材料について、当初及び材料の変化時に行う試験。	
転圧コンクリート 舗装	曲げ強度試験 （作成供試体－現場施工）	打設日1日につき2回（午前、午後）の、材齢28日の強度試験。	供試体は打設場所で採取し、1回につき3個とする。
アスファルト舗装	コア密度測定試験 混合物のアスファルト量 抽出試験 混合物粒度分析試験	A・B工事（注4参照）について、車道の各層毎に1回、3個のコアを採取して行う試験。 但し、1工事（各層毎）の混合物の使用数量が50t又は舗設面積が400㎡未満の場合は、省略することができる。	路肩、取付け道路は除く。
	ホイールトラッキング試験	改質アスファルト使用の場合は、1工事につき1回（複数層に使用の場合各層毎）施工前に作成した3個の供試体で実施する試験。（注5参照）	

公的試験機関での品質管理試験の実施について

品質管理基準により義務付けられた品質管理項目のうち、次表に示す項目については、公的試験機関（注1参照）で試験を実施するものとする。

公的試験機関による品質管理試験項目一覧表

工 種	試 験 項 目	試 験 基 準	適 用
セメント コンクリート	圧縮強度試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時1回/日以上、原則として150㎡（構造物の重要度と工事規模に応じて打設量20㎡～150㎡）毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。但し、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行う。</li> <li>・道路橋床版の場合、全運搬車を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減できる。</li> <li>・早強セメントの場合は必要に応じて1回につき3個（3日強度）を追加で採取できる。</li> <li>・鉄筋コンクリートの重要構造物（注：参照）については打設日1日につき2回（午前・午後）とする。</li> </ul>	<p>供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供試体は1回につき6個採取（7日強度及び28日強度、各3本）</li> <li>・小規模工種※で1工事当たりの総数量が50㎡未満の場合は、1工種1回以上の試験、又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特記仕様書で指定された工種。）</li> </ul>
	曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前、午後） なお、供試体は1回につき3個採取（28日強度3本）	
鋼材ガス圧接	引張試験	1) 手動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片5本 2) 自動ガス圧接の場合 工事着手前に作製した試験片2本 ※ 試験片の作製は鉄筋径毎に行う。	試験片の作製は、圧接者、圧接装置、鉄筋の端面処理、加熱時間等実際の作業と同一条件で行う。

農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行

改 正 後

5. 施工管理記録様式

(1) 施工計画書（様式－1）

請負者は、契約締結後工事の施工計画について監督員と協議し、20日以内に施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、施工計画書は下記（1）～（7）により構成するものとし、当該工事が施工中に契約変更された場合は、変更後にかかわる残事業について施工計画の変更協議をし、速やかに変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

- ① 工事概要及び現場組織表
- ② 主要資材及び主要機械一覧表

使用材料については、別途材料使用承認願いを、監督員に提出しなければならない。

③ 工事施工計画書

任意仮設工で特に重要と判断される場合は記載し、仮設図も必要に応じて添付する。

なお、その他必要事項があれば記録し、文章で提出する。

- ④ 安全管理計画
- ⑤ 緊急時（災害時も含む）の体制
- ⑥ 施工管理計画
- ⑦ 工程表（ネットワーク）

着工届に添付する工程表（バーチャート可）は契約締結後7日以内に着工届に添付して監督員に提出しなければならない。また、契約内容が変更された場合は変更工程表を作成するものとする。

(2) 材料検収簿（様式－2）

- ① 使用材料総括一覧表
- ② 使用材料検収簿

材料納品伝票には搬入現場名（契約の現場名）、受取人を明確に記載し、生コンクリートの納品伝票には工場出発及び現場到着時間を必ず記入する。

なお、納品伝票は監督員と協議のうえ、提出を省略することができる。

(3) 品質管理表（様式－3）

- ① 品質管理総括表
- ② コンクリート試験結果表
- ③ コンクリート圧縮強度試験結果一覧表
- ④ 参考様式 シュミット・テストハンマー成果表
- ⑤ 舗装品質管理一覧表

(4) 出来形管理表（様式－4）

- ① 出来形管理総括表
- ② 構造物管理図表
- ③ 平面管理表

5. 施工管理記録様式

(1) 施工計画書（様式－1）

請負者は、契約締結後工事の施工計画について監督員と協議し、速やかに施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、施工計画書は下記（1）～（7）により構成するものとし、当該工事が施工中に契約変更された場合は、変更後にかかわる残事業について施工計画の変更協議をし、速やかに変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

- ① 工事概要及び現場組織表
- ② 主要資材及び主要機械一覧表

使用材料については、別途材料使用承認願いを、監督員に提出しなければならない。

③ 工事施工計画書

任意仮設工で特に重要と判断される場合は記載し、仮設図も必要に応じて添付する。

なお、その他必要事項があれば記録し、文章で提出する。

- ④ 安全管理計画
- ⑤ 緊急時（災害時も含む）の体制
- ⑥ 施工管理計画
- ⑦ 工程表（ネットワーク）

着工届に添付する工程表（バーチャート可）は契約締結後7日以内に着工届に添付して監督員に提出しなければならない。また、契約内容が変更された場合は変更工程表を作成するものとする。

(2) 材料検収簿（様式－2）

- ① 使用材料総括一覧表
- ② 使用材料検収簿

材料納品伝票には搬入現場名（契約の現場名）、受取人を明確に記載し、生コンクリートの納品伝票には工場出発及び現場到着時間を必ず記入する。

なお、納品伝票は監督員と協議のうえ、提出を省略することができる。

(3) 品質管理表（様式－3）

- ① 品質管理総括表
- ② コンクリート試験結果表
- ③ コンクリート圧縮強度試験結果一覧表
- ④ 参考様式 シュミット・テストハンマー成果表
- ⑤ 舗装品質管理一覧表

(4) 出来形管理表（様式－4）

- ① 出来形管理総括表
- ② 構造物管理図表
- ③ 平面管理表

農林水産部（水産林務関係） 工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行

改 正 後

3. 出来形管理写真（治山溪間工事）

撮影区分	撮 影 事 項	撮 影 の 要 点 及 び 注 意 事 項
工事着手前	施工箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>上、下流から見た施行箇所の全景及び袖取付部、溪床等局部的なものを撮影する。</li> <li>全景には、構造物の計画高を表示する。</li> <li>位置は固定して完成後も同一箇所からとれるよう配慮する。</li> </ul>
丁 張	丁 張	<ul style="list-style-type: none"> <li>方向線、天端丁張、提体丁張及び丁張の架設状況の全景を撮影する。</li> </ul>
	B・M	<ul style="list-style-type: none"> <li>B・M、仮B・Mの設置状況、特にB・Mと構造物との関連がわかるよう撮影する。</li> </ul>
廻排水	廻排水、締切	<ul style="list-style-type: none"> <li>廻排水、締切等の方式、構造、位置、寸法がわかるように検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し撮影する。同時に平水位の状態を撮影する。</li> </ul>
	水 替	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水の方法（ポンプ）等、状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
床 掘	床掘状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>土質の状況、床掘方法、床掘状況等を撮影する。</li> <li>床掘状況は一連の流れ（床掘前～床掘中～床掘完了）がわかる写真とする。</li> </ul>
	基礎の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘り過ぎ箇所、補強状況、基礎部分が土砂の場合は掘削面仕上げ、岩盤の場合は洗浄状況、敷モルタルの状況、湧水がある場合は、その処理状況を撮影する。</li> </ul>
	床掘確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>深さ、幅、長さ、土質区分等が確認できるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で数量表示し撮影する。</li> <li>止水壁、袖部分の突込み、提底部分等各部分についても寸法、位置がわかるよう撮影する。</li> <li>岩盤清掃及び掘削面仕上げ、法面処理状況、捨土の処理状況もわかるように撮影する。</li> </ul>
足 場	足場の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>足場の組み方、足場の位置、規模、構造（単管、キャットウォーク）がわかるように撮影する。また、コンクリート小運搬足場等についても、その組み方、規模、位置を撮影する。足場の組替えをした時は、その都度撮影する。</li> </ul>
型 枠	型枠管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の構造取付けの状況、洗浄、剥離剤の塗布の状況、特にフォームタイの状況、丸セパレーターの取付状況、鉄筋、鉄線の締付け状況、縦バタ、横バタの状況がわかるように撮影する。</li> <li>高さ、幅、延長等がわかるよう検測尺、箱尺、リボンテープ、勾配定規等で数量表示し、型枠の組立てを行った都度撮影する。</li> </ul>

3. 出来形管理写真（治山溪間工事）

撮影区分	撮 影 事 項	撮 影 の 要 点 及 び 注 意 事 項
工事着手前	施工箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>上、下流から見た施行箇所の全景及び袖取付部、溪床等局部的なものを撮影する。</li> <li>全景には、構造物の計画高を表示する。</li> <li>位置は固定して完成後も同一箇所からとれるよう配慮する。</li> </ul>
丁 張	丁 張	<ul style="list-style-type: none"> <li>方向線、天端丁張、提体丁張及び丁張の架設状況の全景を撮影する。</li> </ul>
	B・M	<ul style="list-style-type: none"> <li>B・M、仮B・Mの設置状況、特にB・Mと構造物との関連がわかるよう撮影する。</li> </ul>
廻排水	廻排水、締切	<ul style="list-style-type: none"> <li>廻排水、締切等の方式、構造、位置、寸法がわかるように検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し撮影する。同時に平水位の状態を撮影する。</li> </ul>
	水 替	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水の方法（ポンプ）等、状況がわかるように撮影する。</li> </ul>
床 掘	床掘状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>土質の状況、床掘方法、床掘状況等を撮影する。</li> <li>床掘状況は一連の流れ（床掘前～床掘中～床掘完了）がわかる写真とする。</li> </ul>
	基礎の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘り過ぎ箇所、補強状況、基礎部分が土砂の場合は掘削面仕上げ、岩盤の場合は洗浄状況、敷モルタルの状況、湧水がある場合は、その処理状況を撮影する。</li> </ul>
	床掘確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>深さ、幅、長さ、土質区分等が確認できるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で数量表示し撮影する。</li> <li>止水壁、袖部分の突込み、提底部分等各部分についても寸法、位置がわかるよう撮影する。</li> <li>岩盤清掃及び掘削面仕上げ、法面処理状況、捨土の処理状況もわかるように撮影する。</li> </ul>
足 場	足場の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>足場の組み方、足場の位置、規模、構造（単管、キャットウォーク）がわかるように撮影する。また、コンクリート小運搬足場等についても、その組み方、規模、位置を撮影する。足場の組替えをした時は、その都度撮影する。</li> </ul>
型 枠	型枠管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠の構造取付けの状況、洗浄、剥離剤の塗布の状況、特にフォームタイの状況、丸セパレーターの取付状況、鉄筋、鉄線の締付け状況、縦バタ、横バタの状況がわかるように撮影する。</li> <li>幅等がわかるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で数量表示し、型枠の組立てを行った<b>底盤部及び構造の変化点を撮影する。</b></li> </ul>



農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
-----	-------

工事材料	各種材料の規格 管理状況	現 行	工事材料	各種材料の規格 管理状況	改 正 後
		<ul style="list-style-type: none"> <li>レディーミクストコンクリート、コンクリートブロック、及び鋼材等の搬入、集積、保管等の状況を撮影する。特にレディーミクストコンクリート及び鋼材は納入時の検査の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>レディーミクストコンクリート、コンクリートブロック、及び鋼材等の搬入、集積、保管等の状況を撮影する。特にレディーミクストコンクリート及び鋼材は納入時の検査の状況がわかるように撮影する。</li> </ul>